

～『誰もが働きやすい』横浜の建設業をめざして～

工事現場に設置する仮設トイレの快適性向上を図ります！

猛暑による熱中症予防対策や、建設業の担い手不足解消等に取り組む必要がある中、建設業の働く場となる工事現場の環境を向上させていくことが重要となっています。本市では、令和4年度より工事現場において誰もが快適に使用できる仮設トイレ(以下、快適トイレという)の設置を推進してきました。

このたび、建築工事における快適トイレの更なる設置促進、快適性の向上を図るため、快適トイレの設置や仕様等を定める『特記仕様書』を令和7年7月15日に改定します。

1 「建築工事における快適トイレの設置に関する特記仕様書」の改定概要

快適トイレの原則化

- ・ 工事現場の仮設トイレは、原則、快適トイレとする

快適トイレの仕様変更

- ・ 空調設備を「特に推奨する仕様及び付属品」に設定
- ・ 快適性向上に資するもの(温水洗浄便座等)を「推奨する仕様及び付属品」に追加

上限額の見直し

- ・ 空調設備の設置に十分な費用が計上できるように見直し



快適トイレのイメージ

現制度上限額		新制度上限額
51,000円/基・月	»»	エアコン無 : 51,000円/ハウス・月
	»»	エアコン付 : 60,000円/ハウス・月



上限数の見直し

- ・ 作業員数に応じた必要数分、費用計上できるように見直し

2 適用対象工事

令和7年7月15日以降に行う契約の申込みの誘引(公告、指名通知及び見積通知)に係る契約を締結した工事

■ 詳細は HP をご覧ください ▶ 「建築工事における快適トイレ設置に関する特記仕様書」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.files/a-kaitekitoilet_R7_07.pdf



お問合せ先

建築局営繕企画課技術管理担当課長 平野 清孝 Tel 045-671-2974



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

